

派遣先所属 宮城県東部土木事務所  
氏 名 大地 直樹  
派遣期間 平成28年4月1日～令和2年3月31日  
氏 名 小林 知史  
派遣期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日

## 1 派遣業務の内容及び現況

派遣先の宮城県東部土木事務所は、石巻市・東松島市・女川町の2市1町の区域を管轄しています。所管内の津波浸水面積は合計113km<sup>2</sup>に及び、東北三県の中でも最も甚大な被害を受けました。

所管内の公共土木施設の被害状況は、河川28箇所（堤防の沈下・決壊）、急傾斜地2箇所（擁壁損傷等）、海岸25箇所（堤防の決壊等）、道路534箇所（路面損傷等）、橋梁34箇所（落橋、重大な損傷）の合計623箇所に及んでいます。

このような状況において、宮城県職員や他県からの派遣職員と協力しながら、災害復旧事業及び復興事業に伴う用地取得とそれに付随する業務に携わっています。用地担当には、埼玉県の他に、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県から職員が派遣されています。

具体的には、土地所有者の所在調査、相続の発生状況の確認とその相続関係に関する調査、土地境界の確定、土地価格の決定、建物・工作物等の物件移転等に関する補償費の算定、用地取得のための交渉、土地売買等の契約、補償金の支払い、所有権移転の手続等の事務を行っています。また、測量や補償内容の調査・算定、用地補償説明を行う専門業者との業務委託契約やその進行管理等も行っています。

最近では、工事に伴う電柱や水道などの占有物件の移転が増えており、それらの業務に費やす時間が増えてきています。また、現在残っている案件の中には難航案件が多くあり、収用や財産管理人など、難易度の高い制度等を使った業務も増えてきています。

災害復旧事業・復興事業における用地取得業務の手順や手続き自体は、通常事業の用地取得業務と同様です。しかし、短期間で大量の用地取得を進めなければならない点や、事業の進捗が地域全体の復旧・復興に直結している点は、通常事業と異なる点と言えます。また、津波により住まいを失い、宮城県を離れている方・仮設住宅等に入居している方の所在の把握や、相続がなされておらず相続人が多数又は不在である場合の対応等も、業務を進める上で苦慮する点です。加えて、国や市町でも同時にそれぞれの災害復旧事業・復興事業を進めていることから、両者との連携を密にする必要があります。

震災から8年8ヶ月が経過した現在、用地取得業務も終盤に差し掛かっています。震災後10年が経つ令和2年度には、すべての災害復旧事業・復興事業が完了するよう、業務に取り組んでいます。今後は、事業完了予定まで1年4ヶ月と、時間的制約が一層厳しい状況になってきますが、より丁寧で迅速な業務を心がけていきたいと考えています。

## 2 被災地の復旧・復興の状況

平成30年12月末時点で、箇所数ベースで93.3%、事業費ベースで66.5%の完了率となっています。当所では今年度、矢本海浜緑地開園式や定川大橋開通式など多くの事業が完了しました。また、市町の実施する土地区画整理事業や災害復興住宅の整備、国の実施する堤防事業等も各地で盛んに工事が行われており、日々インフラの整備が進んでいる様子が見られます。

中心市街地では、新たな飲食店が出店したり、音楽イベントやスポーツイベントが開催されたりして、賑わいをみせています。また、震災遺構を見に来た方たちに、語り部が震災前や震災時の様子を聞かせる姿も見られます。被災地を盛り上げようとする方たち、震災の記憶を風化させないよう努力している方たちを模範として、自分たちも出来ることをしていかなければと感じます。



【矢本海浜緑地開園式】



【定川大橋開通式】

## 3 被災地へ派遣となって感じたこと

8年前、被災する様子をテレビで見ていた場所を訪れる機会があります。震災前は住宅地であったのが何もない更地になってしまった一帯を見ると、改めて自然の脅威を感じます。自然をコントロールすることはできませんが、共存していかなければならないと感じます。

被災地に住んで、被災地で見聞きする経験は、やはり埼玉県においては実感できないものばかりです。近年は豪雨等の自然災害が増えてきているため、宮城県で得られた経験は、今後埼玉県での仕事に必ず還元できるものと思っています。また、埼玉県にいる家族や友人、埼玉県職員と共有することも大事だと思います。そうすることで、被災地への継続的な支援や、埼玉県の防災・減災について考えるきっかけになると感じます。

また、当所には埼玉県以外からも多くの派遣職員が配属されており、他県の状況を聞いたり情報を交換することも、貴重な経験となっています。

(令和元年10月作成)